

改正 平成12年12月広刑総第1178号・広捜一第541号・広研第319号・広少第710号  
平成23年2月広捜一第74号  
平成25年7月広捜一第534号

各部長・参事官  
各所属長

警察における死体の取扱いは刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）等により行い、その解剖については、犯罪によることが明らかな死体及び犯罪の疑いある死体にあつては刑事訴訟法上の手続による解剖（以下「司法解剖」という。）を実施しているところである。

しかし、最近の死亡形態は自殺又は病死を偽装したものが全国的に増加傾向を示し、加えて、独居老人の急死、乳幼児の突然死及び成人の過労死が発生するなど質量ともに変化しており、死体の検視又は見分による外部検査のみでは死因が判明しないことから直ちに司法解剖を実施することもできない場合が生じている。

このような場合において、解剖による死因の解明を行わなければ死体をめぐる取扱いに適正を欠くことが予想される事案が認められるところであり、今後、ますますこの種事案が増加することが憂慮される状況にある。

については、この種事案に的確に対処し、その死因の究明に資するため、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）による遺族の承諾を得て行う解剖を実施することとし、別添のとおり承諾解剖実施要綱を制定し、平成5年4月1日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底させ、適正な運用に努められたい。

別添

## 承諾解剖実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）による同法第7条の遺族の承諾を得て行う死体の解剖（以下「承諾解剖」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、警察の取り扱う死体の死因の解明を図り、もって警察業務の適正な遂行に資することを目的とする。

### 第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- （1） 変死体 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第229条第1項及び検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）第1条に規定する変死者又は変死の疑いのある死体をいう。
- （2） 非犯罪死体 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第4条第2項に規定する犯罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。）以外のものをいう。
- （3） 検視 刑事訴訟法第229条第2項及び検視規則の規定による検視をいう。
- （4） 調査 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第4条第2項の規定による見分をいう。

### 第3 承諾解剖の実施主体

承諾解剖は、第4に定める死体を最初に認知した警察署長（以下「署長」という。）が実施するものとする。

### 第4 承諾解剖の対象死体

承諾解剖の対象となる死体（以下「対象死体」という。）は、変死体の検視又は非犯罪死体の調査の結果、次に掲げる場合に該当するものとする。

- （1） 現段階では犯罪性を認めることが困難であるため司法解剖が実施できないものであるが、解剖の結果によっては犯罪性が生じる可能性があるため、解剖による死因の解明が必要な場合
- （2） 検案した医師が死因不明のため死体検案書の作成を不能と認めたため、解剖による死因の

解明が必要な場合

- (3) 交通事故死、労災死等で、後日、損害賠償、生命保険金の請求等において紛糾することが予想されるため、解剖による死因の解明が必要な場合
- (4) 災害死、中毒死等で、警察行政上解剖による死因の解明が必要な場合
- (5) 留置又は保護に係る者の警察施設内での死亡で、解剖による死因の解明が必要な場合
- (6) その他署長が特に解剖による死因の解明の必要があると認めた場合

#### 第5 対象死体認知時の措置

署長は、対象死体を認知したときは、速やかに刑事部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

#### 第6 遺族からの解剖承諾書の取得

- 1 署長は、対象死体について承諾解剖を実施しようとするときは、別記様式第1号による解剖承諾書（以下「解剖承諾書」という。）により遺族の承諾を得なければならない。この場合において、遺族が複数あるときは、遺族の1人から承諾を得れば一応違法ではないと解釈されているが、他の遺族から承諾しない旨の意思表示があったときは妥当性を欠くと思料されるので、当該遺族の合意を得るよう努めなければならない。
- 2 署長は、遺族の心情を考慮し、対象死体を検案する医師の協力を得て、承諾解剖の趣旨及び必要性を説明するなど、真に遺族の理解が得られるように努めるものとする。

#### 第7 承諾解剖の手続

- 1 署長は、承諾解剖を実施しようとするときは、第6に定める遺族の承諾を得た旨を捜査第一課長を経て本部長に報告の上、捜査第一課長から解剖医の指定を受け、別記様式第2号による解剖鑑定嘱託書（以下「解剖鑑定嘱託書」という。）に解剖承諾書を添えて当該解剖医に嘱託するものとする。
- 2 署長は、前1の嘱託をしたときは、解剖開始時まで解剖承諾書及び解剖鑑定嘱託書の写しを捜査第一課長へ送付するものとする。

#### 第8 承諾解剖の立会

承諾解剖に際しては、刑事部捜査第一課（以下「捜査第一課」という。）の検視官又は警察本部の事案担当職員及び嘱託に係る警察署の担当職員が立会するものとする。

#### 第9 司法解剖への移行

署長は、承諾解剖中に犯罪に起因する疑いを認めたときは、直ちに司法解剖の手続をとるものとする。

#### 第10 承諾解剖謝金の交付

- 1 承諾解剖を実施したときは、当該解剖医に対して謝金を支払うものとする。
- 2 承諾解剖謝金に関する事務は、捜査第一課で行うものとする。

#### 第11 その他

この要綱に定めるもののほか、承諾解剖の実施について必要な事項は、捜査第一課長が定める。

（別記）

様式第1号

（第6、第7関係）

様式第2号

（第7関係）